

陳情第 10 号

生活保護受給者の就労活動促進費不支給、就労支援に関する陳情

1 受理年月日 令和2年9月23日

2 陳情者 立川市 [REDACTED]
[REDACTED]

3 陳情の要旨

平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」に基づき、生活保護から脱する為に求職活動、就労活動している生活保護受給者に対して、「就労活動促進費」を適正に支給してください。

又は、生活保護法、厚生労働省省令(通知書)に基づき、立川市行政が、生活保護受給者の就労、求職状況を調査し、適切な就労支援を実施してください。

さらに、生活福祉課担当職員が職責上知っておくべき、法令知識の教育の徹底と指導、担当者が身勝手な判断しないように管理職は管理監督してください。

4 陳情の理由

- ① 平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」に基づき、就労活動促進費の創設(25年8月から実施)されている。この就労活動促進費とは、自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対して、活動内容や頻度等を踏まえて就労活動促進費の支給する事になっている事。
- ② 生活保護受給者「匿名A氏」は、令和元年12月1日から就労しはじめ、勤労収入がある事を担当ケースワーカーに収入報告している事。かつ、立川市福祉事務所長が収入認定している事。
- ③ 生活保護受給者「匿名A氏」は、令和元年12月から求職活動について月1回、担当ケースワーカーに報告し、求職活動にかかった交通費の移送費支給を申請している事。かつ、求職活動を1ヵ月に6回以上継続して行っている事。さらに、立川市福祉事務所長が令和元年12月～令和2年8月まで求職活動している事を認めている事。
- ④ 生活保護受給者「匿名A氏」は、ハローワーク求人登録をし、求職活動をしている事。かつ、ケースワーカーに求人登録カードを提出していた事。
- ⑤ 生活保護受給者「匿名A氏」は、令和元年1月～就職フォーラム、ハローワーク、転職エージェント等に履歴書作成等に継続してキャリアカウンセリングを受

けている事。

- ⑥ 生活保護受給者「匿名A氏」は、就職活動において、履歴書代、履歴書に貼る証明写真代、履歴書郵送代など厚生労働省社会・援護局長通知で支援されるべき費用を生活扶助費から負担している事。
- ⑦ 生活福祉課担当ケースワーカーも平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知がある事も「就労活動促進費」の事もよく知らない。

上記具体例より、生活保護受給者「匿名A氏」は、相当程度の稼働能力があり、自ら積極的に就労活動に取り組んでいて、しかも、保護脱却可能の相当性があったにもかかわらず、厚生労働省社会・援護局長通知に基づいた適切な支援「就労活動促進費」を支給や必要な就労支援を行わないのは、立川市行政は生活保護法、及び平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知に違反している可能性がある為。